

再生可能エネルギーに関する固定価格買取制度利用のための実務上のポイント

本年 7 月 1 日から、新たな再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が日本において開始されました。本ブリーフィングノートでは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生エネ法」といいます。）、本年 6 月 18 日に公表された同法施行規則等及び同日に公表された経済産業省による同法に関するパブリックコメントへの回答（以下「パブコメ回答」といいます。）を踏まえ、発電事業への参入者にとって再生エネ法に基づく固定価格買取制度を利用するための実務上のポイントを概説します。

ポイントを要約すると、今後の実務において集積されるであろう接続契約及び特定契約（売電契約のことをいいます。以下同じ。）の条項の標準的内容を除いて、下記記載の 3 つのフェーズ毎に要求される手続の具体的内容はパブコメ回答等により一定程度明確になりました。接続契約及び特定契約の具体的内容については、今後の実務の集積を待つ必要があります。

3 つのフェーズ

一般的に、発電設備の計画策定から発電事業開始までに、主に以下の 3 つのフェーズが想定されます。

フェーズ 1：計画、設備認定の取得及び系統接続の申込み

- 案件の計画
 - － 場所及び設備の選定
 - － 電力会社との系統接続に関する事前協議
 - － 発電設備の確定
- 設備認定等の取得
 - － 再生エネ法に基づく設備認定（以下「**設備認定**」といいます。）の申請及び取得（管轄：経済産業省）
 - － 電力会社への系統接続の申込み
 - － その他必要な許認可等の取得

フェーズ 2：必要な契約の締結及び発電設備建設

- 電力会社から系統接続が可能との回答を得る
- 電力会社との間で特定契約、接続契約その他必要な契約の交渉及び締結
- 発電設備を設置する土地の利用権原の取得（特定契約、接続契約締結の前後を問いません。）
- 発電設備建設の着工及び竣工
- 試運転

フェーズ 3：発電設備の稼働

- 事業開始：試運転の後、電力会社への電力供給の開始

フェーズ 1：計画、設備認定の取得及び系統接続の申込み

固定価格買取制度を利用するために必要な認定等

再生エネ法に基づく固定価格買取制度を利用するためには、事業開始前に以下の認定等を受ける必要があります。

1. 経済産業省による設備認定
2. 電力会社による系統接続の承諾

再生エネ法第 6 条第 1 項に定める設備認定の主な審査基準は、以下のとおりです。

- (a) 申請書に記載された場所における事業の実施可能性が相当程度見込まれること。（現段階では「相当程度見込まれること」として想定される具体的な状況について経済産業省の見解を示した公表資料がないため、その具体的内容の確定は実務の集積を待つ必要があります。）
- (b) 発電設備の設備仕様（製造事業者及び型式番号など）が確定していること。
- (c) 電力会社に供給する再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できる構造であること。
- (d) 日本国内にメンテナンス体制が常時確保され、問題が生じてから 3 カ月以内に修理作業を開始できること。（下記「設備認定の申請にあたって必要となる添付書類」(2)記載の書類により審査されます。）
- (e) 当該認定の申請に係る発電が、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用の内容及び当該再生可能エネルギー発電設備の運転に要する費用の内容を記録しつつ行われるものであること（例えば事業用地内にデータセンターを建設すること）。（経済産業省に提出された当該データは、今後の調達価格決定にあたって参考にされます。）

設備認定申請にあたっての実務上の留意点

上記(a)及び(b)から明らかなとおり、申請者は、申請時に認定発電設備の建設を開始している必要はありませんが、設置場所及び設備の仕様が決定していることが求められます。

また、事業者は、発電事業用地につき、その所有又は賃借等のいずれも可能です。

なお、事業会社ではない SPC も申請主体となることが可能とされています。

設備認定申請にあたって必要となる添付書類

申請書に以下の書類を添付したうえで、経済産業省に対して提出する必要があります。

1. 発電設備の発電能力に関する書類（製品の製造事業者及び型式番号等、当該認定設備の内容を特定することの出来る記号及び番号を証する書類又は設備の設計仕様図）
2. 同設備の点検及び保守並びに修理体制に関する書類（例えば、メンテナンス契約等）
3. 構造図及び配線図等

標準処理期間

経済産業省によれば、設備認定申請から認定までの標準処理期間は、太陽光、風力、水力及び地熱の場合は1カ月、バイオマスの場合は3カ月とされています。

他の適用法令の調査の必要性

上記に加えて、案件毎に、環境影響評価法、農地法、建築基準法、工場立地法、各自治体の条例などの適用の有無の確認、必要に応じて関係者の同意、許認可の取得等が求められます。

フェーズ2：必要な契約の締結及び発電設備建設

調達価格の決定時

固定価格買取制度における調達価格は、毎年度経済産業省により定められます。例えば、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの期間に適用される調達価格（以下「平成24年度調達価格」といいます。）は、別表記載のとおり経済産業省によって定められました。平成24年度調達価格は、再生可能エネルギーの導入を促進するため、将来設定される調達価格よりも高めに設定されています（すなわち、太陽光発電の場合の内部利益率（Internal Rate of Return/IRR）は、税引き前6～8%となっています。）。平成25年度以降の調達価格は、発電業者の採算性と経済情勢を考慮した上で、経済産業省により決定されます。将来の調達価格について、再生エネ法では、施行後3年間（平成24年度ないし平成26年度）は利潤に特に配慮することとされています（同法附則第7条）。したがって、平成24年度から平成26年度において決定される調達価格は、それ以降に決定される調達価格よりも一定程度高いものであることが見込まれます。

平成24年度調達価格の適用を受けるためには、本年7月1日から平成25年3月31日までに(a)発電設備の認定取得並びに(b)接続契約の申込み及び当該書面の電力会社による受領の両方が行われている必要があります。なお、(b)については、平成25年3月31日までに接続契約の申込み及び当該書面の電力会社による受領がなされていればよく、電力会社との間で接続契約の締結までを行う必要はありません。上記(a)発電設備の認定取得並びに(b)接続契約の申込み及び当該書面の電力会社による受領の双方の条件が平成25年3月31日までに充足される場合、発電業者は、原則として、調達期間を通して、別表記載の平成24年度調達価格で売電することが可能です。他方で、上記(a)発電設備の認定取得又は(b)接続契約の申込み及び当該書面の電力会社による受領のいずれかの条件が平成25年3月31日までに充足されなかったものの、双方の条件が平成26年3月31日までに充足される場合、平成25年3月31日までに経済産業省によって決定される平成25年度の調達価格が適用されることになります。

再生エネ法では、一度決定された調達価格は調達期間にわたって原則変更されない制度が採用されていますが、調達価格について甚大な経済的影響が生じた場合等には調達価格の変更を含む制度変更が行われる可能性は排除されていません。しかしながら、固定価格買取制度の安定性を確保するために、調達価格が改定されるのは真にやむを得ない事情がある場合に限定されるものと期待されます。調達価格は、消費者物価指数又はその他の指標と直接連動するものではなく、再生エネ法に則った経済産業省による改定しか認められていません。

特定契約及び接続契約の内容

再生エネ法では、特定契約及び接続契約は別個に定められていますが、実務上は電力売却と系統接続の相手方（電力会社）が同一の場合は、一個の契約書で対応することもできます。海外の当事者が関与する特定契約及び接続契約の作成にあたっては、日本の裁判所の管轄に専属すること、準拠法は日本法とすること及び正本

を日本語で作成することが再生エネ法において要求されている点にも注意が必要です（英語の参考訳を用いることは可能です。）。

特定契約及び接続契約の内容は、調達期間及び調達価格を除いて、当事者間の交渉に委ねられています。もっとも、一定の限られた事由については（詳細は次の段落をご覧ください。）、電力会社側が特定契約の締結及び接続を拒否できる旨が再生エネ法及び同法施行規則で定められていますので、かかる規定に沿った契約内容にする必要があります。

電力会社が特定契約及び／又は接続契約の締結を拒否出来る場合

再生エネ法では、電力会社は、以下に例示する場合には、発電業者が申込みに係る特定契約又は接続契約の締結を拒否することができます。

1. 特定契約又は接続契約において、電力会社は、発電業者に対して、その責めに帰すべき事由によらないで生じた損害を賠償することが定められている場合。
2. 特定契約又は接続契約において、電力会社は、発電業者に対して、当該契約に基づく義務に違反したことにより生じた損害の額を超えた額の賠償をすることが規定されている場合。
3. 発電業者が、電力会社の従業員が検針や設備点検等のために発電設備がある敷地に立ち入ることを拒否する場合。
4. 発電業者による電力供給が電力会社の受領能力を超えることが予想される場合（当該接続請求をされた電力会社が、拒否と同時又はそれ以前に、当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を提出した場合に限る。）。

電力会社からの回答の所要期間

発電業者による接続請求に対する電力会社の回答期限は、請求から原則 3 カ月以内とされています。理論的には、系統接続の申込みと接続契約の締結は別個の手続になります。しかしながら、電力会社によってはこれら 2 つの手続が同時に進行する場合もありえます。

出力抑制リスクー補償措置のない出力抑制の潜在的可能性

再生エネ法では、電力会社は、以下に例示する場合には、発電業者に対して補償せずに出力抑制をすることができるとされています。

1. 電力会社による電力の供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合に、当該電力会社が回避措置（火力発電所の出力抑制など）を先に行い、それでも供給量が上回る場合に、1 年で 30 日に限って 500kW 以上の太陽光発電設備及び風力発電設備を用いる発電事業者の供給する再生可能エネルギー電気について出力抑制を行う場合。
2. やむを得ない事由（例えば、天災事変、事故、定期・臨時検査・修理）に基づく出力抑制を行う場合。

上記にあてはまらない場合に出力抑制をする際には、電力会社は、発電業者に対して、その出力抑制がなければ得られたはずの売電収入相当額（1kWh あたりの固定価格×推定される電力供給量）を限度とする補償措置を講ずる必要があります。

フェーズ 3：発電設備の稼働

調達期間の起算点は、試運転を終えた後で、特定契約に基づき発電業者が電力会社に対して電気の供給を開始した時点です。なお、発電業者による電力供給の相手方について、現時点では主に各電力会社が想定されます。

調達期間中は、毎年度 1 回、経済産業省に対して、設置費用、運転費用の報告が必要です。また、バイオマス発電事業者については、5 年間の帳簿の備置も必要です。

また、認定設備に実質的な変更が生じた場合、変更の軽重に応じて、変更の認定の事前申請又は事後届出が必要となります。

最後に、認定設備の廃止後は、速やかに経済産業省に対して廃止届の提出が必要です。

まとめ

再生可能エネ法関連の規則等の公表及び経済産業省によるパブリックコメントへの回答により、上記各フェーズに関する手続の概要は明らかになってきました。しかし、電力会社と締結する特定契約及び接続契約の具体的内容など未確定の部分も多いので、この点は実務の集積を待つ必要があります。また、2013 年度以降の調達価格が適用される潜在的な再生可能エネルギー事業が利潤を生み出せるか否かを見極めるために、経済産業省によって決定される 2013 年度以降の調達価格を注意深く見守る必要があります。

別表 平成 24 年度調達価格の一覧表

再生可能エネルギー発電設備の区分等		1kWh あたり 調達価格 (税別)	1kWh あたり 調達価格 (税込み)	調達期間
太陽光発電 設備	10kW 未満	42.00 円	42.00 円	10 年
	10kW 未満 (ダブル発電)	34.00 円	34.00 円	10 年
	10kW 以上	40.00 円	42.00 円	20 年
風力発電設備	20kW 未満	55.00 円	57.75 円	20 年
	20kW 以上	22.00 円	23.10 円	20 年
地熱発電設備	1.5 万 kW 未満	40.00 円	42.00 円	15 年
	1.5 万 kW 以上	26.00 円	27.30 円	15 年
中小水力発電 設備	200kW 未満	34.00 円	35.70 円	20 年
	200kW 以上 1000kW 未満	29.00 円	30.45 円	20 年
	1000kW 以上 3 万 kW 未満	24.00 円	25.20 円	20 年
バイオマス 発電設備	木質バイオマス (リサイクル木材)	13.00 円	13.65 円	20 年
	廃棄物 (木質以外) バイオマス一般	17.00 円	17.85 円	20 年
	木質バイオマス一般 (パーム椰子殻 含)	24.00 円	25.20 円	20 年
	木質バイオマス (未利用木材)	32.00 円	33.60 円	20 年
	メタン発酵ガス化バイオマス (下水汚泥など)	39.00 円	40.95 円	20 年

お問い合わせ先

掲載記事に関する詳細又はその他の分野のお問い合わせは、下記のものにご連絡ください。



Ashvin Seetulsingh
(アシュビン・シータルシン)
Foreign Legal Consultant
(England and Wales)

T: +(81 3) 5561 6613 (Tokyo)
T: +852 2826 3553 (Hong Kong)
E: ashvin.seetulsingh
@cliffordchance.com



宮川賢司
(みやがわけんじ)
カウンセラー (弁護士)

T: +(81 3) 5561 6629
E: kenji.miyagawa
@cliffordchance.com



Andrew O'Shea
(アンドリュー・オシェ)
シニア・アソシエイト

T: +(81 3) 5561 6630
E: andrew.o'shea
@cliffordchance.com



黒川ひとみ
(くろかわひとみ)
アソシエイト (弁護士)

T: +(81 3) 5561 6632
E: hitomi.kurokawa
@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 17 番 7 号赤坂溜池タワー7 階

© Clifford Chance 2012
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

www.cliffordchance.com

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh* ■ Rome ■ São Paulo ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C

*Clifford Chance has a co-operation agreement with Al-Jadaan & Partners Law Firm in Riyadh.

TOKYO-1-263484